

山岳医療に関する医師養成協議会の設置

本事業の実施に当たり、関係団体及び山岳医療の専門家等の意見を聴取する必要があることから、下記の要綱で協議会を設置し、検討を図ることとした。

山岳医療に関する医師養成協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 岐阜県医師会は、医師を対象とした研修会等を行い、山岳医療及び検案業務の知識技術の習得により、山岳事故現場での医療を担う医師の対応力の向上を図り、また山岳事故を未然に防ぐ方策等の啓発による山岳事故の減少を目的とし、山岳医療に関する医師養成協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について、検討及び企画調整等を行う。

- 一 山岳事故における医療救護班（山岳 JMAT）の編成及び活動に関すること。
- 二 山岳事故における医療救護に関わる医師養成研修会の企画に関すること。
- 三 山岳の形状等の検証と調査（視察）に関すること。
- 四 関係機関との連携体制に関すること。
- 五 関係機関との合同訓練の実施に関すること。
- 六 山岳事故を未然に防ぐ方策等の啓発に関すること。
- 七 事業の継続に関すること。
- 八 その他必要事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表第1及び別表第2に掲げる委員をもって組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから、会長が任命する。

- 一 診療に関する学識経験者の団体が推薦する者
- 二 医療機関の管理者又はその指定する医師

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は岐阜県医師会会長をもって充て、副会長は会長が任命する。

3 会長は、協議会を主宰し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、年度内に2回程度開催する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会に、第2条に掲げる事項について協議するため、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、第3条第1項に掲げる者のうちから、会長が任命する。

3 委員は、部会の委員を兼ねることができる。

4 部会に、部会長を置き、当該部会の委員の中から互選する。

5 部会長は、当該部会の事務を掌理し、部会を代表する。

6 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会の委員からあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

(関係機関との連携)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、第2条各号に掲げる事業を適切に行うため別表第3の関係機関との連携に努めること。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、岐阜県医師会事務局において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この要綱は平成28年2月11日から施行する。